

副食費の徴収免除対象者について

副食費徴収免除の判定は毎年4月・9月に行い、免除となった方にのみ、「副食費徴収免除のお知らせ」を送付します。送付された方は記載された免除期間中が副食費徴収免除となり、送付されなかった方は徴収対象者となります。(一度免除判定となった子どもでも、免除期間終了後に再判定の結果免除対象外となることがあります)

3～5歳児クラス(1号認定児は満3歳から)の子どもの副食費は、原則みなさまにご負担いただきますが、下記(ア)(イ)のいずれかに該当する場合は、副食費が免除になります。(0～2歳児クラスの子どもは保育料の一部として徴収いたしますので、実費徴収はありません)

(ア)年収が360万円未満相当世帯の子ども

認定	免除の条件
1号認定	住民税所得割合算額 77,101 円未満
2号認定	住民税所得割合算額 57,700 円未満(ひとり親世帯等については、77,101 円未満)

※4～8月は前年度の課税額、9～3月は今年度の課税額で算定します。

※父母の合計所得が76万円以下(ひとり親の場合は38万円以下)で、同居している祖父母等が居る場合、祖父母等のうち最多所得者を家計の主宰者とし、その主宰者の住民税所得割合を合算して徴収免除判定を行います。

※父母の合計所得が76万円以上でも、祖父母等が子どもを扶養している場合は祖父母等を主宰者とみなします。

(イ)第3子以降の子ども(認定区分により、第3子以降の数え方が異なります)

認定	免除の条件
1号認定	小学校第3学年修了前の同一世帯の子どもを数えて第3子
2号認定	小学校就学前の同一世帯かつ保育所等の施設を利用している子を数えて第3子

家族構成に変更があった場合(婚姻、離婚、祖父母等との同居・別居など)は、年度途中でも副食費徴収免除判定に変更が生じる場合がありますので、すみやかに保健福祉課⑦番窓口まで届け出てください。



お問合せ:大鰐町保健福祉課福祉係
TEL:0172-55-6568